

内閣参質一九二第一四号

平成二十八年十一月四日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員山本太郎君提出いわゆる「強行採決」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本太郎君提出いわゆる「強行採決」に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

お尋ねについては、国会の運営に関する事であり、政府としてお答えする立場にはない。

二について

御指摘の安倍内閣総理大臣の発言は、いずれも、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十六号）及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）並びに環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案については、「国会において慎重に審議いただいた上で、採決をいただきたいとの政府の認識を申し上げたものに過ぎず、「立法府たる国会の運営、議事進行に対する行政府の長からの干渉」であるとは考えていない。

その上で、委員会の採決については、国会の運営に関する事であり、政府としてお答えする立場にはなく、御指摘の答弁書においてもその旨を明らかにしたものであり、これらが矛盾するものとは考えていない。

